

～職場内での回覧をお願いします～

ご存じですか？ 健診受診後の協会けんぽのサポート

今年度の健診結果が返ってきた方もいらっしゃるのではないのでしょうか？健診結果はいかがでしたか？健診は受けて終わりではありません。対象となった場合は特定保健指導をぜひご利用ください！！



無料で受けられる特定保健指導

特定保健指導とは、健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判定された方に、生活習慣を見直し改善するための支援を行うプログラムです。保健師・管理栄養士が対象の方と生活習慣を振り返り、ライフスタイルに合った具体策や目標を一緒に考えます。

対象者となった場合は、協会の補助により**無料**で特定保健指導を受けることができますので、ぜひご利用ください！！

「要治療」「要精密検査」を放置していませんか？

治療や精密検査が必要と判定されても「仕事が忙しい」「自覚症状がない」などの理由で医療機関を受診しない方が多く見られます。協会けんぽでは健診の結果、血圧・血糖・脂質が高く、医療機関への受診が必要と判定され、受診が確認できない被保険者の方に対して、「医療機関受診」のご案内をご自宅にお送りしています。

早めに治療を開始することで重症化を防ぐことができます。「要治療」「要精密検査」と判定されたら、健診結果を持参してかかりつけ医に相談しましょう！

受診勧奨基準値

血圧	収縮期血圧	160mmHg以上
	拡張期血圧	100mmHg以上
血糖	空腹時血糖	126mg/dℓ以上
	HbA1c	6.5%以上(NGSP値)
脂質	LDLコレステロール	180mg/dℓ以上



事業主・健診事務ご担当者様へのお願い

特定保健指導の対象となった方がいらっしゃる場合は、面談の機会を作っていただきますようお願いいたします。また、健診の結果、医療機関の受診が必要と判定された場合には、「必ず受診するよう」従業員の皆様にお声掛けをお願いいたします。

※健診結果に「要治療」「要精密検査」の項目があった従業員の方へ医療機関の受診を勧奨するツールをホームページに掲載しております。



～大切な従業員様の健康を守るため、ご協力をお願いいたします～

問い合わせ先 ☎055-220-7754(保健グループ)



仕事中や通勤途中にケガをした場合 健康保険は使えません！！

健康保険では、業務災害、通勤災害（以下労災）による病気やケガに対しては健康保険給付を行いません。仕事中や通勤途中の傷病により医療機関を受診する場合には、傷病の原因を必ず伝え、労災保険扱いで診療を受けてください。

Q 労災に該当するかどうかの判断は誰が行うの？

A 労災認定は、「事業所所在地管轄の労働基準監督署」が行います。

Q 労災保険の手続きが面倒だから健康保険を使ってもいい？

A 労災保険と健康保険は任意に選択できるものではなく、該当する場合は必ず労災保険が適用されます。
労災保険の手続きが面倒との理由で健康保険を使用することはできません。

Q 傷病の程度によって労災保険の対象とならない場合があるの？

A 傷病の程度によらず、その原因が仕事中もしくは通勤途中であれば、労災保険の適用対象となります。

自動車事故等でケガをしたときに 保険証を使用した場合には届け出が必要です！！

なぜ届け出が必要なの？

第三者の行為によるケガ・病気の治療は本来、加害者が負担するべきものです。そのため、第三者の行為によるケガ・病気で健康保険証を使用した場合は、本来相手が支払うべき治療費を協会けんぽが一時的に立て替え、後日、加害者または損害保険会社等に請求します。この請求に必要な事項を確認するため、届け出が必要となります。適正な保険給付のためにご理解とご協力をお願いします。

- 交通事故（他人との接触事故）
- 暴力行為
- 他人の犬に咬まれた 等

第三者の行為でケガをした場合

提出書類

「第三者等の行為による傷病届」

※届出書類は協会けんぽHPよりダウンロードが可能です。
添付書類等詳細については、協会けんぽHPをご確認ください。



保険証を使ってケガの治療をした場合、被保険者様宛に負傷原因の照会文書をお送りし、業務災害が疑われるものについては、事業主様宛に照会文書をお送りしています。

健康保険の給付可否等の確認となりますので、事業主の皆様におかれましても照会の際は必ずご回答いただきますようお願いいたします。



問い合わせ先 ☎055-220-7753(レセプトグループ)